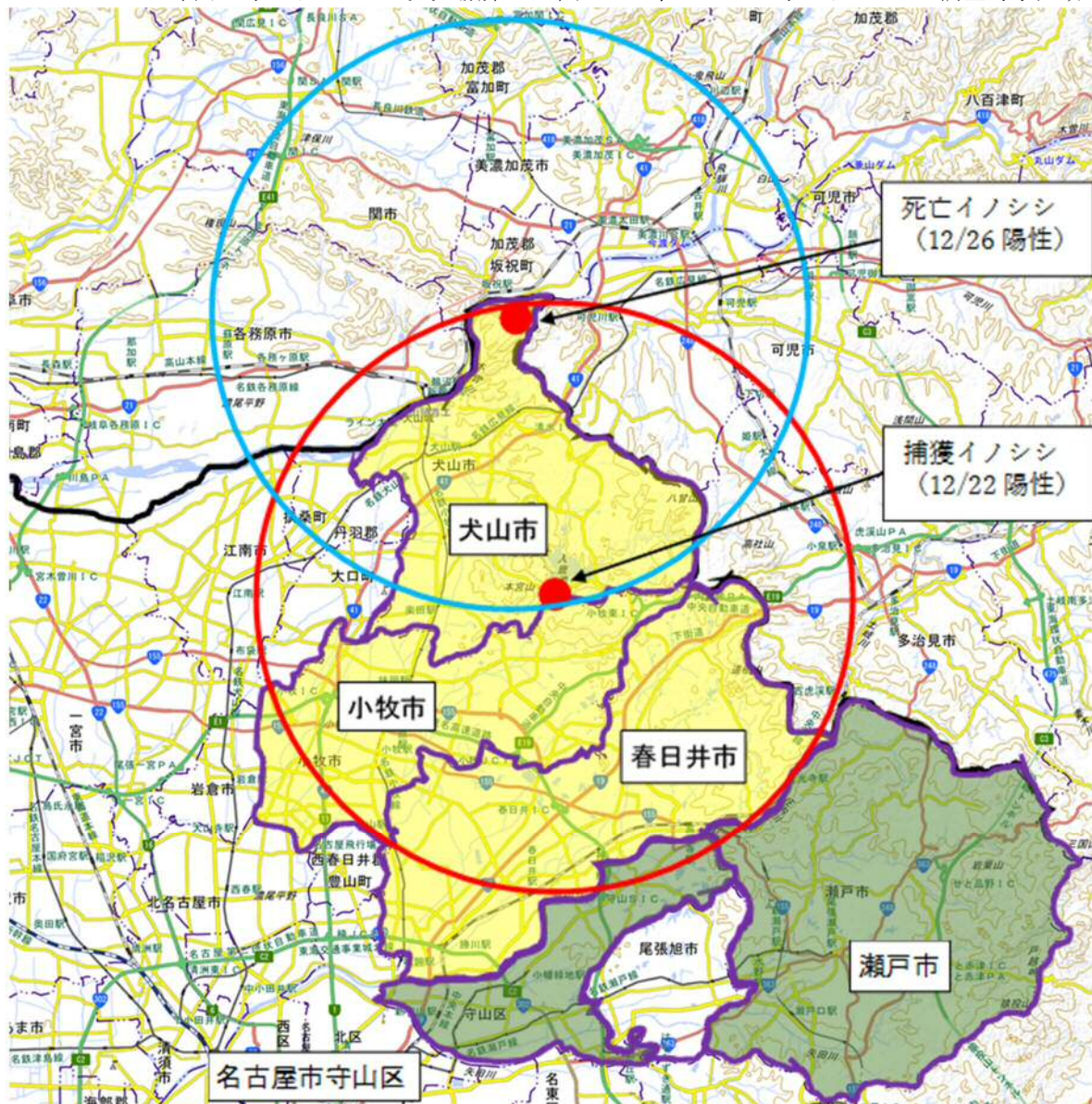


## 今回の野生イノシシの発見場所から半径 10 kmの地図及び調査対象区域

— : 今回の野生イノシシの発見場所から半径 10 km、 — : 野生イノシシの調査対象区域



※背景地図は国土院の地理院地図を使用

### ◀ ■ 現在の指定猟法禁止区域状況

- 区域の名称: 尾張北部指定猟法禁止区域
- 区 域: 犬山市、小牧市、春日井市の区域全域
- 指定猟法: 銃器又はわなを使用する猟法
- 期 間: 平成 30 年 11 月 15 日 (木) ~ 平成 31 年 3 月 15 日 (金)

### ◀ ■ 追加指定する予定の指定猟法禁止区域

- 区域の名称: 尾張北東部指定猟法禁止区域
- 区 域: 名古屋市守山区及び瀬戸市の区域全域
- 指定猟法: 銃器又はわなを使用する猟法
- 期 間: 平成 31 年 1 月 6 日 (日) ~ 平成 31 年 3 月 15 日 (金)

※ 1 例目の捕獲場所から 10 km 以内には、江南市、大口町、扶桑町、豊山町も含まれるが、イノシシの生息が確認されていないため対象外。